

令和4年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月5日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	13番	益子純恵

欠席議員(1名)

12番 小川洋一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	内田浩二
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	岩村房行
総務課長	笠井真一	企画財政課長	小松重隆
税務課長	星善浩	住民課長	加藤啓子
生活環境課長	薄井亮	健康福祉課長	薄井和夫
子育て支援課長	板橋文子	建設課長	佐藤裕之
産業振興課長	深澤昌美	上下水道課長	益子泰浩
農業委員会事務局長	田角章	学校教育課長	藤浪京子

生涯学習課長 高瀬敏之

職務のため議場に参加した者の職氏名

書記 金子洋子 書記 佐藤武

総務課長補佐 橋本秀一

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は12名であります。
欠席届が12番、小川洋一議員から出されております。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎一般質問

- 議長（益子純恵） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 川 俣 義 雅

- 議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問を許可します。
6番、川俣義雅議員。

[6番 川俣義雅登壇]

- 6番（川俣義雅） 改めておはようございます。川俣義雅です。
3項目質問します。

1項目めは、県営産廃処分場エコグリーンとちぎに係る環境保全協定についてです。

産廃処分場の建設については、計画当初から様々な疑問が出され、さらに福島第一原発事故によって流れ出た放射能汚染が問題になり、2017年6月議会では、馬頭処分場への放射

性物質に汚染された廃棄物の搬入反対決議がこの那珂川町議会で満場一致で採択されました。

しかし、町は県との間で、2018年10月、この那珂川町には2,000ベクレルを超える放射能汚染物が存在しない状況にあるにもかかわらず、4,000ベクレルまでの汚染物を受け入れるとして環境保全協定を結び、産廃処分場の建設が決まりました。それから4年がたち建設工事が進められています。そして、現在も多くの町民が不安を抱いている中で、約1年後に、株式会社クリーンテックとちぎが運営して馬頭産廃処分場の操業が始まります。

町と県が結んだ環境保全協定は、第1条で、「地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的」とし、その第8条で、県は、県営処分場の透明性の高い適正な管理・運営を行うため、地域住民、学識経験者、県、町等で構成する安全推進協議会を設置する。」としています。

そこで、1点目に、安全推進協議会の設置時期について町の考えを伺います。

2点目に、安全推進協議会委員について地域住民の一般公募を行うのか町の考えを伺います。

3点目に、安全推進協議会の会議の持ち方や内容について町としてどのように考えているか伺います。

4点目に、受入れ廃棄物について、県は、県内で排出された産業廃棄物を基本とするとしています。特定一般廃棄物を受け入れることはないか町の考えを伺います。

5点目に、廃棄物運搬車両が通行することになりますが、町としての交通安全対策をどのように考えているか伺います。

6点目に、廃棄物運搬車両の通行に伴い放射線量の測定が行われると思いますが、モニタリングポストの設置場所について町の考えを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 県営処分場エコグリーンとちぎに係る環境保全協定についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、安全推進協議会の設置時期についてですが、県営処分場の稼働時期が令和5年中となっていますので、県営処分場の稼働前までに安全推進協議会の設置をすべく、現在、県で準備中でございます。安全推進協議会の概要が決まりましたら必要な時期に公表されます。

次に2点目、安全推進協議会委員についてですが、安全推進協議会の構成員の一つである

地域住民につきましては、県との協議の中で地域住民の自治組織の代表である行政区長を中心に考えており、一般公募については考えていないと聞いております。

次に3点目、安全推進協議会の会議の持ち方や内容についてですが、公営処分場を設置している他県の例を参考にしながら、環境保全協定に基づき、県営処分場の透明性の高い適正な管理・運営を目指して、会議の持ち方や内容について県と協議中でございます。

次に4点目、特定一般廃棄物の受入れについてですが、環境保全協定に基づき、県営処分場で受け入れる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定されている産業廃棄物で、栃木県内で排出されるものを基本としており、福島原発事故により放射能に汚染された、またはそのおそれがある特定一般廃棄物については、受入れ対象外となっております。

次に5点目、廃棄物運搬車両に対する交通安全対策についてですが、環境保全協定に基づき、県が講ずる交通安全対策として、廃棄物を運搬する者への交通安全指導を徹底すること、県営処分場周辺の通学等に十分配慮すること、廃棄物を運搬する車両が一定時間に集中しないよう搬入時間を調整すること、廃棄物を運搬する車両の通行経路を遵守することとなっております。

町としても、県と連携して交通安全対策に努めてまいります。

最後に、6点目、モニタリングポストの設置についてですが、県営処分場内の計量棟において、廃棄物運搬車両の重量計測に併せて放射線量の測定をすることとなっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問に入ります。

1点目です。安全推進協議会の構成人数はどのようになるのでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 推進協議会の構成委員ということでございますが、先ほども申し上げました住民代表、また学識経験者等、また県・町ということで現在協議しているところでございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 地域住民については区長さんに出てもらおうということなんですけど、ただ、

地域住民という規定の仕方、地域というのは、例えば和見なら和見地区ということなんでしょうか。それとも、この産廃処分場については町民全体が非常に興味を持っている、そういうものですので、住民から協議会委員になりたいという方があったら、それは積極的になっ
てもらおうということがいいのではないかと私は思うんです。行政区長ということになると、それはそれでまた別のいろんな役目がありますから、それとは切り離して考えたほうがいい
と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） ただいまのご質問でございますが、確かに、議員のおっしゃる
ことも一理あるということで考えてはございます。行政区長さんにつきましては、地域の代
表ということで、その地域の問題に積極的に関わっていただくというような役割もございま
すので、この場で募集する、しないということは答弁できませんが、そのような要望があっ
たということはお伝えさせていただきます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 環境保全協定を先ほど読みましたけれども、第8条で、県営処分場の透
明性の高い適正な管理・運営を行うために安全推進協議会を設置するというふうになってい
ます。透明性が高いということは、やはりその協議会に出席したいという町民を積極的に受
け入れてほしいと。ぜひともそういう要望があるということを県に強く申し入れていただき
たいと思います。いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） そのような形で要望があったということで申入れさせていた
きます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 2点目については公募がないということなので、3点目にいきます。

3点目の再質問について、安全推進協議会の持ち方や内容は構成委員の要望で開けるよう
にしてもらいたいと思います。今日はこういう議題だと最初から決めないで、まあそういう
こともあるでしょうけれども、その他か何かで構成委員の方が自由に意見を言える、そうい

う場面もつくってもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 再度のご質問にお答えいたします。

安全推進協議会の委員の方の要望というものは大変重要なものだと考えますので、その点につきましては、臨時で開催するとか、そういうことについて県と協議をさせていただいて要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 安全推進協議会そのものですがけれども、何回開くとか、いつ開くとかそういうことも含めてですがけれども、構成委員の要望で、ぜひすぐに関いてもらいたいというようなことがあれば開くようにしてもらいたいと、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） その点につきましては協議の中で申し述べさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） それでは4点目の質問ですがけれども、その質問をしたのは、下野新聞に一般特定廃棄物の記事があったからです。皆さんご存じのように、8,000ベクレル以上は指定廃棄物で国が管理する、8,000ベクレル以下のものは自治体が管理、これを一般特定廃棄物といい、日光市には8,000ベクレル以下の焼却灰が1,610トンあり、それについては民間処分業者が受入れを拒否していると、そう書かれていました。

那珂川町と県が結んだ環境保全協定では、受け入れるのは県内の産業廃棄物が基本とありますが、産廃に限るとはなっていないからです。以前から、町長が指定廃棄物を入れないということを何回もおっしゃっています。それと同じように、一般特定廃棄物も入れないと確約できますでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） ただいまのご質問にお答えいたします。

現段階で、環境保全協定の中で産業廃棄物のみということになってございますので、この環境保全協定が改定されない限り、一般特定廃棄物等は受入れされないと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今の答弁ですけれども、産廃のみとはなっていないんですよ。産廃を基本とするとなっているんです。ですから、それはちょっと私は認識が違うと思います。

それから、先ほどの課長の答弁の中で、放射能に汚染されたものは入れないというようなことがありましたけれども、それも違っています。4,000ベクレルまでは受入れオーケーということになっています。それは、町長も何回も言っているようなんですけれども、放射能事故があって、この那珂川町にあるものでさえ汚染を免れていないという中で、4,000ベクレルまではオーケーと。繰り返しになりますけれども、2,000ベクレル以下はこの町にもたくさんあるわけです。残念ながら汚染されているんです。でも、それ以上の4,000ベクレルまで受け入れるということで私たちは疑問を言っているわけです。ですから、ちょっと答弁が違うと思います。

2点指摘したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 先ほど答弁をさせていただいた内容なんですけれども、基本的に、町長がおっしゃられておりますとおり、一度、一般廃棄物であっても特定廃棄物と認定されて放射能の濃度が下がったとしても、受け入れないという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） いや、繰り返しになりますけれども、答弁が私は間違っているということとを指摘したんです。

1つは、放射能に汚染されたものは入れないという課長の答弁は、それはあり得ないんですよ。言ってみれば、ほとんどが汚染されていると。空気中にも残っているわけですから、それは汚染されているんです。でも、私たちは、2,000ベクレル以下のものを入れるのは仕方がないにしても、それ以上はおかしいというふうに言っているわけです。

それからもう一つ、すみません、ちょっと忘れてしまったんですけども、2点指摘したんですよ。その2点について再度調べてお答えいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 議員がおっしゃるとおり、放射能に汚染された部分で4,000ベクレル以下については搬入可能ということでございます。基本的にこの4,000ベクレルというものは、国の基準、廃棄物を安全に処理できる基準というのが8,000ベクレル、その半分ということで決めたわけでございます。そういった中で決めてございますので、一応安全であると考えてございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 記録が残りますので、私が2点質問したものが、それが指摘が合っているのかどうか後で精査して、答弁が間違っているとしたら後で訂正をお願いしたいと思います。

すみません、5点目の安全対策について伺います。

産廃物質を運ぶ運搬車両ですね、それが通行する那須黒羽茂木線の自転車の通行について伺います。

この道路は馬頭中学校の生徒も自転車通学していて、学校でも問題として認識しているようですが、現在、この道路では自転車は車道を走るようになっています。しかし、ほとんどが片側にしかありませんけれども、歩道は広く取ってあります。同じような形状の道路は町内にもたくさんあり、そのほとんどで自転車は歩道を通行できるようになっています。安全走行のために自転車が歩道を通れるように警察署に早急に要望すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） ただいまのご質問にお答えいたします。

歩道の設置されていない道路の通行ということでございます。その辺の状況等を把握しまして、必要に応じて警察にも相談をさせていただくような形にしたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） さっき言った那須黒羽茂木線は片側にだけ歩道があるんですよ、かなり広い歩道がね。そこも通れるようにすれば、自転車は歩道を通って、車道を通らない。トラックなんかと擦れ違うのも避けられるということなので、ぜひとも自転車で歩道を通れるようにしてほしい。人が歩くのとそれから自転車と、一緒のマークがありますね。そういうマークがある場所があちこちにあるんですが、この道路はなっていないんです。それをぜひともやってもらいたいというふうに思います。

それで、今は工事用の車も通行しています。一日も早く自転車が歩道を走れるように、来年の操業を待たずに早く走れるように強く要望をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 歩道につきましては、歩行者と自転車が通行できる部分と、できない部分というのもございますので、その辺、要望として警察につないでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 6点目に関してですが、モニタリングポストの設置時期はいつでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） モニタリングポストにつきましては、運搬経路については設置する予定はございませんが……

○議長（益子純恵） 休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 失礼いたしました。

モニタリングポストの設置時期でございますが、先ほど答弁しました運搬車両の重量計測のところに設置いたしますので、その工事の中で併せて設置するということになります。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私は、もっとほかにも設置してもらいたい場所があるんですよ。例えば都橋のところとか小川の旭町交差点とか、そういうところも設置してもらいたいと思っている町民の方が必ずいると思いますので、それを県のほうに要望してもらいたいと思います。

そして、質問ですけれども、放射能の数値がもし明らかに上昇した場合、操業をストップすることはあり得るのでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 放射能のレベルが基準を超えた場合でございますが、そのときにつきましては、内容を精査いたしまして、稼働を中止すべきかどうかということはその時点で判断するということになるのかなと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 精査すると言いましたけれども、明らかに上昇した場合、これは客観的な数字ですので、その場合、一旦停止するということはあり得るか質問しているんです。あり得るかあり得ないか、どちらかでお答えいただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 先ほども申し上げましたが、この場で操業を停止する、しないというようなことは答弁できないところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員に申し上げます。質問の途中でありますけれども、ただいまの質問、関連質問の範囲を超えておりますので、通告内容に従って簡潔に質問のほうをお願いいたします。

川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 2項目めの質問にいきます。

町は、第2次総合振興計画で、農業の振興に関し、食と農の拠点施設として農産物加工施設、販売施設、食堂、食育の拠点施設、農業研修施設等を整備し、持続可能な農業の推進を図るとして旧薬利小学校の利用を考えていますが、その整備事業についてです。

1点目は、その事業の目的、計画の概要、予算規模、事業開始年度について伺います。

2点目に、地産地消として、拠点施設で生産された加工品を学校や認定こども園の給食へ提供する考えはあるか伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 食と農の拠点整備事業についての質問にお答えいたします。

まず1点目、事業の目的、計画の概要、予算規模、事業開始年度についてですが、事業の目的は、生産者の育成、農産物の加工品開発・製造・販売、生産者と地域内外の消費者との交流等が主な目的で、計画の概要及び予算規模については、今年度、基本計画の策定において検討しているところです。

なお、事業開始年度は令和7年度を予定しております。

次に2点目、加工品を学校や認定こども園の給食へ提供する考えはあるかについてですが、地産地消や食育の観点から、学校や認定こども園の給食へ、地元で生産された農産物や加工品を積極的に提供していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問です。

この事業はかなりの予算を伴う計画だと思います。まだ検討中ということですが、持続可能な農業の推進を図る目的でつくられるこの食と農の拠点こそ、持続させなければならないと思います。町民の方々から要望のある食品加工施設を造ることはいいことだと思います。しかし、そこで販売したり、まして食堂を設置することはやめたほうがいいのではないかと思います。販売や食事の提供は、町にある既存の施設に任せればよいと思います。加工所なら出費は少なくて済み、ほかの施設と競合することはないと思うからです。どうでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、現在、推進協議会等でいろんな方面から、どのような事業

展開がいいのか検討している段階でございます。

先ほど申したとおり、令和7年度を予定しているところではありますけれども、何分、やはり構想が大きいということで、一度に全ての整備をして、一度に令和7年度にスタートさせるということは、今のところ不可能だと考えてございます。ご指摘のあったように、加工品販売を取りあえず中心に手がけていって、販売、レストラン部門、交流部門というのが展開できるようになれば、段階的に整備していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私は、この構想の中で食育の拠点に注目しています。先ほど課長がおっしゃったように、この町で栽培される食物について、子どもたちが知識を得て栽培体験をし、給食で頂く、これはすばらしいことだと思っています。

例えば大豆です。子どもたちや町民の方々が栽培した大豆を集め、子どもたちも参加してみそなどに加工し、それを給食で提供する。もちろん町が全面的に援助をしてですが、そんな施設にしたら、この食と農の拠点は持続していくのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 全くそのとおりでございまして、そういう食品一つ一つを食育として子どもたちに伝え、それを産業化していくことがこの事業の目的であり、成功になることだと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 2項目めの最後の質問ですけれども、この事業が成功するように、計画の段階で何度でも議会に諮って練り上げていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 現在、協議会で何度も会議をしたり、先進地を視察したり、講師を呼んで勉強会をしたりということをして、自分たちでもどのような事業展開がいいか現在悩んでいるところではありますけれども、ポイント、ポイント的には議会のほうにも進捗状態を報告していきたいと考えます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ぜひよろしく申し上げます。

3項目めの質問は、耕作放棄地対策です。

世界的な食料不足、日本の食料自給率の低下が大きな問題になっている中で、日本では耕作放棄地がますます広がるという矛盾、この矛盾の解決は待ったなしです。

日本の農業は、歴代政府の間違った農政の下で成り立たなくされ、米価の下落、肥料の高騰などが追い打ちをかけて、今まで必死に頑張ってきた農家が、もうこれ以上、米作りはできないと諦めざるを得ない事態がこの町でも進んでいます。抜本的改革が必要ですが、政府からは危機感が全く感じられません。米価の高騰は放置し、水田活用交付金を大幅カットなど、一層の農業破壊政策を進めています。

その一方で、那珂川町にとって農業の振興は町の発展になくてはならないものです。町は、農業振興の一つの柱として、「耕作放棄地や遊休農地の解消を進め、農地の有効活用により生産力の向上に努めます。」とうたっています。

私は、町は、町の基幹産業である農業が衰退するのを食い止め、発展を目指す施策を進める必要があると考えます。

そこで1点目に、耕作放棄地、遊休農地も含んでいると解釈してほしいのですが、耕作放棄地の現状とその対策について伺います。

2点目に、耕作放棄地について、町内外を問わず、家庭菜園の利用をさらに勧める考えはないか伺います。

3点目に、町の一部の農家で行われているソーラーシェアリングについて、耕作放棄地の利用としても推進する考えはないか伺います。

以上、お願いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 耕作放棄地対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、耕作放棄地の対策についてですが、耕作放棄地については、農林業センサスの調査項目でありましたが、2020年の農林業センサスからは調査項目ではなくなっておりますので、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」における遊休農地面積についてお答えいたします。

令和3年度の遊休農地面積は168ヘクタールで、そのうち、再生利用が困難な農地は111ヘクタールで、農地面積の約3%となっております。

その対策については、農業委員会や農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りにより、担い手への農地集約を図っているほか、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでいる集落においては、地域の方々の共同作業により農地の保全活動を行っているところです。

また、花の里プロジェクト事業により、遊休農地の発生防止・解消を目的に、菜種、レンゲ、ヘアリーベッチの種を配付しております。さらに、耕作放棄地再生利用緊急対策事業により、遊休農地等の解消に係る農地整地費等の経費の補助を実施しております。

町といたしましても、各事業の推進を図り、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目、家庭菜園として貸出しを勧める考えはないかについてですが、耕作放棄地はそもそも耕作条件が不利な場所にある場合が多いので、難しいと考えます。

なお、耕作放棄地を家庭菜園として貸し出す場合は、各種法令に基づき、貸し農園を開設する手続が必要になります。また、農機具庫等の施設が必要になる場合も考えられます。耕作放棄地を貸し農園として貸し出すかについては、所有者の判断によるかと考えております。

次に3点目、ソーラーシェアリングについて推進する考えはあるかについてですが、営農型太陽光発電システム、いわゆるソーラーシェアリングについては、営農を適切に継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置するものです。営農が適切に行われる予定のない農地には認められません。売電目的で営農が不十分といった不適切な事例や、景観等の生活環境への影響も懸念されることから、先進事例等を調査し、情報提供してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 1点目の再質問です。

耕作放棄地対策として受託者への支援を進めるというのが町の今までの議会答弁でしたが、受託者は増えているのでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 農地の貸し借り、貸手が多くて受託者が少ないという状況は解消されておりません。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 受託者の耕地面積、それは増えているのかどうなのか。受託者は増えていないということですが、受託者が引き受けている耕地面積はいかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 細かい数字はちょっと手元にございませんが、再生協議会等で集計をしたり検索をしたりしているのを見ますと、大豆等とか飼料用作物なんかは伸びていますので、多分、こういったところは受託者が頑張って面積を増やしている。ただ、その他の作物については逆に減っているところも、ソバなんかは減ってございます。ということで、やっぱりその時々受託者の条件によって増やすところと減らすところというのは当然ありますけれども、全体的には増えている認識は持っておりません。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 受託者も受託者の耕地面積もあまり増えていないということだと思えますが、やっぱり今までの対策ではうまくいっていない、少なくとも不十分であるという認識は持っているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 今までの事業が不十分なのかというところでありまして、それよりは、やはり受託者の能力がもう限界、1人で耕作できる面積というのは、さすがに大きい機械を使いましてもやはり限界がございますので、そちらが限界に来ているという認識を持っていて、事業そのものに問題があるという認識はございません。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 受託者、引受手の人が、もうこれ以上、農地を増やすことがなかなか困難だという事態にあることは間違いないと思います。高齢になって農作業がきつくなり、耕

作しても収入が増えないどころか赤字にさえなるなど、農業を続けることは困難になってきています。

しかし一方で、高齢になっても、例えば肥料も必要なく耕さなくても育てることができて、確実に収入になるものもあります。私がこの町に戻ってきた頃、草取りの対象から外した雑草の一つがツユクサです。きれいな花を咲かせるからです。しかし、放っておくとどんどん増えて畑にまで侵入していくのには閉口し、すぐに積極的になくすようにしてきました。実はこのツユクサが売れるのです。そのほかにも、山間地でも簡単に栽培でき売れる植物があります。それだったら栽培できるという方が、まだ年を取ってもいるのではないのでしょうか。町でも、そういう簡単に栽培できるものを推奨してはいかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） ただいまのご質問のように、特産品の開発、新品種の開発、こちらにつきましても、農協さんのほうと連携をしながら、どういう作物がこの地域に合っているのか、作って販売する、もうかるまで、どのような仕組みをつくったらいいのかというのは、もう農協さんと県の指導を受けながら常々検討しているところですので、そういうこの土地に合った作物がありましたら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 農協と連携してということなんですけれども、農協が考えているのは恐らく野菜ですよ。例えばツユクサというのは野菜に入っていないわけです。だから、そういうものでも売れると、そういうことを私は情報としてつかんでいますので、そういうふうなことも、これはいわゆる耕作放棄地、そこでも作れますよ、どんどん増えますから。そういうものも紹介していったらどうかということなんです、いかがでしょう。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） やはり高齢者でも軽作業で対応できる作物というのは魅力があります。皆さんもご承知のように、四国の上勝町は葉っぱビジネスということで地域おこしをして、日本全国に知られている先進地事例、成功事例がありますけれども、やっぱり葉っぱを山から取ってきて、それをビジネスにして成功している事例等もありますので、そういうのを参考にしながら、うちでできることを検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 四国の上勝町のことですよね。

また、以前、私が提案したことなんですけれども、手後れにならないうちに、耕作放棄地対策として町が主体となった受託組織をつくる時だという提案に対して、そういう考えには賛成できないと現在も考えているのでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） その質問も以前された質問かと思われまますけれども、農業法人等で組織することになったとしても、やはりそれを動かすオペレーターが存在しないと、なかなかその事業は展開できないと考えております。全国的にも、農業公社等をつくってやっているところもありますけれども、オペレーター不足で悩んでいる。この地域におきましては、やはり耕作放棄地はどうしても山間部に点在しているということを考えますと、公社をつくらせて耕作を委託するとしても、効率的に非効率になって採算が合わないということを考えますと、なかなか導入は難しいのかなと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今までの町の耕作放棄地対策、受託者を援助するということがなかなかうまくいかないと、もう限界だと。限界に近いのではないかとこのさっきの答弁もありましたけれども、やはり個人などに頼っているのでは、あるいは個人だけでなく団体もあるんですけれども、もうこれ以上は進まないというような時期に来ているのではないかと思います。

これも前回も言ったことなんですけれども、ほかの町では、農協やあるいは町が主体となった組織というのがつくられているんですよ。ですから、この那珂川町でもぜひつくってほしいということを書いてきたんですけれども、今までの対策がうまくいかないという現状を認めるならば、ぜひとも町が主体となった組織も考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 町が主体となって受託する組織をつくるということでございますけれども、先ほども申したとおり、それを動かす職員、オペレーターが必要となります。

機械を買うことは、多分、町が整備すればできますけれども、機械を動かすのは人間ですので、その人間を雇う、確保するというところが、やはり農作業というのは技術職ですので、うまい方、下手な方といますので、上手な方はやはりそういう組織に入らず自分で農業経営をしたいと思いますので、そういう観点からも、行政が受託組織を運営していくというのはなかなか難しい面が多々あるかと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） 簡単ではないかもしれませんが、町が主体となって動かないと耕作放棄地対策はこれ以上進まないという観点に立ったならば、オペレーターを養成するとかそういうことも含めて積極的に考えていっていただきたい。受託組織は、仕方なくつくるのではなくて、町を活性化させるキーポイントだと私は思っているんです。受託組織が引受可能な土地がたくさんある、そういう耕作放棄地がたくさんあるということを有利な条件として生かすことを考えてみようではないかと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） ただいまのご質問ですけれども、川侯議員は常々、受託組織、これを町主導あるいは町と農協が連携してやるべきだとおっしゃっています。それと、ただいま課長が答弁しましたように、受託組織をつくってもオペレーターがいない。オペレーターは、川侯議員おっしゃるには養成すればいいじゃないかと。

私は、そのオペレーターが養成されてしっかり仕事ができるようになると、それなりの賃金、給料が発生しますので、その給料を委託者にお願ひしないとその組織は成り立たないと思います。委託者がそれだけのお金を払っても頼んでくれる、そういう方が確保できないと、この組織は成り立たないと思います。

ですから、私は、そういうところもしっかり研究し、また、先進事例があるということも川侯議員おっしゃっています。そういうところでどのように組織の経営が成り立っているか、それも調査・研究させていただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅登壇〕

○6番（川侯義雅） 調査・研究をしていきたいということで、今までの答弁よりずっと前進

したお答えだというふうに私は考えています。よろしくをお願いします。

2点目に関してです。

まず、まほろば農園について伺います。現在貸し出しているのは何区画中、何区画ですか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） ただいま、まほろば農園には30区画ございますが、約7割程度貸出ししております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 借りている方の住所はつかんでいるのでしょうか。つかんでいたら教えてもらいたいんですが。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 様々ですけれども、町外からの方も何人かございますけれども、主に町内でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 先日、まほろば農園で草取りをしている方に話を聞きました。この方は、実は宇都宮に住んでいて、必要なときに来ていると言っていました。なぜこのまほろば農園を使っているのかと聞きましたら、とにかく使用料が安いというのが一つ、それから景色がすばらしいと。私は、ここに来て農作業をして、その後温泉に行って、道の駅に行って、それで帰るんですよという話をしていました。

宇都宮からだと約1時間で来ることができます。新鮮で安全な野菜を作って食べたい、そういう要望を持っている方が私は相当いるのではないかと思います。土地を耕してもらいたい人と耕してみたい人を結びつけることが町の活性化にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） このコロナ禍で家庭菜園のニーズが高まっているということは、こちらも把握してございます。ただ、うちの農園30区画ですが、私、5年前に農林課に所属していたときは30区画全て埋まっておりました。5年ぶりに帰ってきましたら7割しか借手

がないということで、やっぱり借手の方も高齢化してしまったのかなという認識を持っています。

そういうことで、もしこれがまたニーズが高まって30区画以上借りたいという要望があれば、この30区画以上に増設する検討はしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） まほろば農園の案内というのはどのようにしているのでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 農園の案内は、それほど積極的にはしていないというのが事実です。今まで借りてくれた方に再度通知を出して、更新しますかとか、あとは広報とかホームページ等でお知らせしている程度でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 先ほど課長が、コロナ禍の中でニーズは高まっているのではないかと、いうことを言われましたけれども、積極的にまほろば農園の案内をすれば、ああ、そういうところがあるのかと言って、借りる人が出てくる可能性はかなりあると私は思うんです。町内の人でも、こういう施設ですか、これがあるということを知らない人はかなりいると思います。

それで、例えば宇都宮市民などにアピールというようなことは町であまり積極的にやっていないということなので、恐らくやっていないと思うんですけれども、ほかの町へのアピール、そういうことをする予定はあるのでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） ただいま議員が事例をご紹介してくれたとおり、宇都宮から来ていただきまして、温泉やお土産を買ってもらったりという相乗効果も期待できるわけですので、今後は、積極的にPR活動に努めたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） よろしくお願ひします。

3点目に関してです。

畑の高いところに間を空けてソーラーパネルを設置し、その下を耕作地として使用する、それをソーラーシェアリングといいます。この町にも手広く始めた方がいます。少しお話を聞いてきましたが、農業振興地域であってもパネルを設置することができるそうです。パネル間の隙間があるので栽培にほとんど影響はないようです。むしろ、隙間の空け方を栽培するものによって意識的に変えています。

このソーラーシェアリングは、耕作している農地だけではなく、たとえすぐには耕作するつもりがなくても、耕地として使用できる可能性を残したまま売電収入を得ることができるというのは、魅力的であると思います。売電価格が下がっているという問題の解決も必要ですが、電力も食料も地産地消が基本になる、そういうときが必ず来るのではないかと私は考えています。町としても、ソーラーシェアリングを研究して積極的に取り組んでいくようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） こちらのソーラーシェアリングにつきましては、農業委員会を通して農地の一時許可とかを受けながら営農するシステムとなっておりますので、こちらでも耕作者を把握してございます。現在、和見地区で頑張っていただいておりますけれども、この方についてはまだ50代ということで、若手の耕作者ですので積極的に頑張っているところを確認しているところです。

ただ、これは、全国的に見ますとやはり売電を目的としたところが多くて、農作業、作物のほうがおろそかになったり、いろいろ問題点も多々ございます。また、農作業の事故等も増えておりますので、そういう先進的な事例を把握しながら、町としては推進については検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 農地の有効活用は、そこに住んでいる人が元気になり、町が活性化していく原動力になると思います。ぜひ町が積極的に関わっていくことを熱望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前 11時02分

再開 午前 11時15分

○議長（益子純恵） 再開します。

◇ 神 場 圭 司

○議長（益子純恵） 1番、神場圭司議員の質問を許可します。

1番、神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 1番、神場圭司でございます。

それでは、通告書に基づき1項目について質問させていただきます。

1項目、スポーツ及びレクリエーションの振興について。

細目1、体育施設の利用に関してどのような調整が行われているのか伺う。

細目2、町内のサッカーやフットサルを行うスポーツ団体について体育施設の利用状況を伺う。

細目3、小川運動場を利用する際、野球やソフトボールとサッカーの練習が重なり、互いに危険な状況にある。また、大会期間中は運動場が利用できず、ほかのスポーツ団体は練習を中止せざるを得ない。運動場の利用に関してどのような配慮がされているのか伺う。

細目4、小川運動場の北側グラウンドは、マウンドもある上、夜間照明が暗く、練習中にけがをする危険性がある。サッカー向けのグラウンドになっていないと思うが、町の考えを伺う。

細目5、町総合体育館の利用に関して、フットサルでの利用が認められていない理由を伺う。

細目6、年間を通して使用できる人工芝のサッカー場を整備することにより、那珂川町に

はたくさんの温泉施設があり、合宿誘致、観光客増加も見込め、サッカーを通じて交流人口も増加、町民一人1スポーツの推進につながると考えるが、町の考えを伺います。

○議長（益子純恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬敏之） スポーツ及びレクリエーションの振興についてのご質問にお答えします。

まず1点目、町体育施設の利用に関する調整についてですが、町の体育施設を利用するには、那珂川町体育施設条例施行規則によりまして、利用者は、使用する日の3か月前から7日前までに申請書を提出する規定となっております。ただし、町または教育委員会、町体育協会、町内の行政区、スポーツ少年団、こども園や小・中学校などが利用するときは、3か月以上前に、規定により申請することができます。

これらの団体等からは、毎年1月頃、年間の行事予定とともに年間の利用申請書を頂いております。団体間の調整などにより活動日や活動場所がある程度分散されており、町や教育委員会の事業を最優先とし、ほぼ申請どおり利用いただいております。一般の方やそのほかの団体から利用の申請が重複した場合は、施設利用の調整を行い、多くの方に利用いただいております。

次に2点目、町内のサッカーやフットサルを行うスポーツ団体の体育施設の利用状況についてですが、令和3年度におきましては、2つのスポーツ少年団、まほろばの里スポーツクラブの子ども向けサッカー教室、一般の3団体、合わせて6団体が町内の体育施設を利用して活動され、主に馬頭西体育館、小川運動場、小川体育館、小川南運動場、小川南体育館の5か所を利用されております。

6団体を合わせた利用回数は、令和3年度は356回でありました。

なお、昨年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策によりまして、体育施設の休館や利用制限を令和3年8月2日から60日間、令和4年1月27日から54日間の期間で行ってまいりました。

また、スポーツ少年団活動におきましては、令和3年7月30日から77日間、令和4年1月27日から64日間の期間で、活動制限もしくは活動中止となっております。

次に3点目、運動場の利用に関する配慮についてですが、利用者の方が希望する日に希望する施設を利用するには、1つの施設を譲り合って利用していただく必要があると考えております。1団体のみ制限をした場合、それだけ利用できない方が増えることになるため、町としましては、限られた施設と範囲の中で安全に活動していただければと考えております。

また、小川運動場に限らず、町内の体育施設を町などが大会で利用する際には、ほかの競技団体及び利用者からの申請を受け付けておりません。大会の円滑かつ安全な運営のための必要な対応でありますので、ご理解していただければと存じます。なお、そのような場合、ほかの施設のご案内を行っております。

次に、4点目、小川運動場北側のグラウンドについてですが、小川運動場は、当初の建設時より、サッカー専用の施設としてではなく、多様な競技に対応できる運動場として整備を行った経緯がございます。照明については、南側に比べて北側の照度が低いので、明るさの確保が必要な場合には南側をご利用いただければと思います。サッカー専用のグラウンドになっておりませんので、限られた施設状況でのご利用をお願いしたいと考えております。

次に5点目、町総合体育館のフットサルの利用についてですが、以前、総合体育館におきましてはフットサル大会での利用が行われたことがあります。他の競技に比べ壁や窓を破損することが多く、施設の維持管理上、フットサルでの利用を制限しております。総合体育館を多様な競技で長く利用していただくための措置でありますので、ご理解をいただければと思います。

次に6点目、人工芝のサッカー場の整備についてですが、サッカー場につきましては、町では既存の施設の利活用を考えており、人工芝のサッカー場の整備計画は現在のところございません。

今後、町全体のスポーツ振興策や体育施設の在り方を検討していく中で、サッカー場も含めて必要性の調査などを行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） それでは再質問をさせていただきます。

細目1から3についてはございません。

細目4番目、当初の建設時より多様な競技に対応できる運動場として整備を行ったと答弁いただきましたが、多様な競技にはサッカーは入らなかったのですか。サッカーができる体育施設、環境でないと考えるが、町の考えを伺います。

○議長（益子純恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬敏之） ただいまの質問にお答えいたします。

小川運動場は、議員ご指摘のとおり、サッカー専用の運動場ではございません。野球のマ

ウンドや夜間照明の南側、北側の照度に違いがあります。以前は、社会人のサッカー試合や練習などを行った経緯もあります。先ほども答弁したとおり、限られた施設状況での利用をお願いしたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 4点目も再質問はありません。

次に細目5点目、ほかの競技に比べ壁や窓を破損することが多くありと答弁いただきましたが、近隣の体育施設では、壁や窓を破損しないように、フットサルやバレーボールなど、球技で体育施設を使用する際は防護ネットを張って使用しています。

町の現状と課題では、総合体育館施設等の体育施設については、施設や設備の老朽化に対して計画的に修繕を行い、町民のニーズに対応できる環境づくりの充実を図る必要があるとあります。せっかく立派な体育施設があるのに使用を制限するのではなく、どのようにしたら使用できるか町で考えていただけるか伺います。

○議長（益子純恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬敏之） ただいまの質問にお答えします。

今年3月に策定しました生涯学習推進計画第3期計画の中で社会体育施設整備計画を策定する予定となっております。調査する予定でございます。また、その計画の中で、施設は、老朽化が進む中、優良な施設を有効かつ効果的に活用できるよう改築・改修工事を実施することが最優先と考えております。

現在、総合体育館の設備にはフットサル用の設備はございません。フットサル大会などの開催の必要性や設備の設置に係る費用など、関係団体などに聞き取り調査を行いまして調査できればと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 5点目はよろしくお願いたします。

次に細目6点目ですが、サッカー場については、町では既存の施設の利活用を考えており、人工芝のサッカー場の整備計画は現在のところございませんと答弁いただきましたが、町の施策では、町体育協会の主催により、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室、大会等の各イ

ベントを開催しますとありますが、那珂川町に、子どもから大人までサッカー等の大会ができる既存の体育施設はどこにあるのか伺います。

○議長（益子純恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬敏之） ただいまの質問にお答えします。

先ほど答弁しておりますが、社会体育施設整備計画を策定する中で調査を行いまして、優良な施設を有効かつ効果的に活用できるよう、改築・改修工事を実施することが最優先と考えております。サッカーの大会などで利用する施設ですが、既存の施設をまずはご利用していただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 再質問ではなくてこれは要望ですね。施設がないのであればぜひ整備していただきたいと思います。まちおこしにもなります。スポーツ振興くじの助成も使えると思いますので、早急に整備計画に入れていただき考えていただきたいと思います。

以上、質問を終わりたいと思います。

○議長（益子純恵） 1番、神場圭司議員の質問が終わりました。

ここで休憩します。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時10分

○議長（益子純恵） 再開します。

◇ 益子明美

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員の質問を許可します。

9番、益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 9番、益子明美です。

通告書に基づき一般質問を行います。

今回の質問は、特別支援教育の充実についてとヤングケアラー支援についての2項目です。町執行部の建設的な答弁を求めます。

1項目め、特別支援教育の充実について伺います。

平成28年に発達障害者支援法が改正されました。改正のポイントを地方公共団体に関わる観点から見ますと、発達障害者の支援は、社会的障壁を除去するために行うこと、乳幼児期から高齢者までの切れ目ない支援、教育・福祉・医療・労働などが緊密に連携されること、教育現場における個別の支援計画、指導計画の作成の推進などが挙げられています。

特に着目すべき点は、基本理念において「発達障害者への支援は社会的障壁を除去するために行う」ということが追加されたことでもあります。つまり、発達障害者が適応できないのは適さない環境のほうに問題があり、社会の責任としてその問題解決を図るというものであります。町、そして教育委員会は、この法律の理念に基づき支援の充実強化がなされているでしょうか。

実際、町民の方からは、義務教育である中学校を卒業すると町にはその後の支援の窓口がないことや、高校生になってから、また大学等への進学や就労に関して支援を必要としているのに、どうしたらよいか分からないという不安を本人や家族は抱いています。

那珂川町でも、発達支援に関し、ライフステージに応じた支援を構築できるよう、発達支援に関する包括的な支援体制の整備を求め、細目8点について伺います。

細目1点目、教育委員会の点検評価報告書において課題とされている支援を必要とする子どもの増加への対応と、認定こども園、小学校、中学校の連携や支援体制の状況について伺います。

細目2点目、切れ目のない支援の重要性を考えると、当町において、中学校卒業後、成人して自立するまでの支援が十分でないことが挙げられます。中学校卒業以降のきめ細やかな支援も続けられるべきではないでしょうか。中学校卒業以降、高校生や自立及び社会参加が可能となる二十歳になるまでの方への町の支援は現状どうなっているのか伺います。

細目3点目、中学校卒業以降の支援を必要とする方々に対する専用の窓口を設置すべきと考えますが、町の考えを伺います。

細目4点目、発達障害者支援法第8条において、「いじめの防止等のための対策の推進」

が掲げられています。教育現場における発達障害への理解不足等から来るいじめの状況をどのように把握し、どのような防止対策を行っているか伺います。

細目5点目、発達障害に関して学校生活では、授業やテスト、友達との関わり合いなど様々な場面での困り事が想定されています。保護者が求める障害の特性や困り事に合わせて行われる配慮である合理的配慮に対する小・中学校での対応についてはどうなっているか伺います。

細目6点目、発達障害者支援法の改正により定義されました社会的障壁の除去に資することを旨として行う支援について、町の施策とその支援のための普及啓発について伺います。

細目7点目、県の発達支援センターとの連携はどのようにされているか伺います。

細目8点目、支援を求める人たちが相談先に迷うことなく相談することができるようにするためのガイドブック、発育・発達、園や学校、福祉サービスから仕事のことまでの相談先をまとめたものを作成すべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） 特別支援教育の充実についてのご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目、4点目、5点目についてお答えをいたします。

まず1点目、認定こども園、小学校、中学校の連携や支援体制の状況についてですが、特別な支援を必要とする子どもについては、個別の教育支援計画を作成し、関係機関と連携を図りながら対応を進めております。作成数については年々多くなっており、学校全体での支援や関係機関との連携を図るなど、早期からの切れ目ない一貫した支援体制の構築に努めています。

まず、乳幼児期の健診や年中児を対象としたのびのび発達相談などにおいて、子どもの発育に心配がある場合は療育機関等につないでいます。その情報を基に教育委員会において年長児訪問を行い、情報の把握や就学に向けた家庭への働きかけを行っております。

本町においては、町独自の取組、学びの連続性を意識した「ハッピースローププラン」を展開しており、認定こども園と小学校の連携、小・中連携に力を入れています。具体的には、教員による相互訪問、個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎを行っております。

小・中学校においては、校長の方針の下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制が確立しており、個に応じた指導支援、関係機関との連携、就学支援、教職員の研修

などを行っているところです。

次に4点目、いじめの状況と防止対策についてですが、いじめの状況を把握するため、各校とも定期的に学校生活アンケートや教育相談を実施しており、その中でいじめの把握に努めています。また、日常生活における教職員の観察、連絡帳などを通じた家庭との情報共有に努めています。いじめが確認された場合は個別に対応をし、いじめの解消に努めています。

さらに、学校では日頃から、学習や生活の中で一人一人の子どもを認めること、温かい人間関係を育むことについての指導を心がけ、子どもたちが安心して過ごせる雰囲気づくりに努めています。道徳教育や人権教育を推進していく中で思いやりの心を育てることを重視するなど、心の教育の充実にも努めています。

次に5点目、合理的配慮に対する小・中学校での対応についてですが、特別な支援を必要とする子どもについて、関係機関と連携し、早期からの一貫した適切な支援を行うために、個別の教育支援計画の中において個別の指導計画を作成し、学習の生活の様子、指導目標、指導の手だて及び合理的配慮等を示しています。

合理的配慮の提供に当たっては、本人、保護者と学校、教育機関が、建設的対話による相互理解を通じて合意形成を図ることが重要であると考えます。一人一人に応じた教育課程の編成や教材の工夫、障害の程度に応じた支援員の配置などの対応を行っているところです。

また、個別の指導計画については、本人や保護者の同意を得て、認定こども園、小学校、中学校の引継ぎを行うことで、切れ目ない一貫した支援体制の構築に努めています。

以上であります。その他の質問につきましては担当課長が答弁いたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ご質問の2点目、20歳になるまでの方への町の支援についてですが、当町では、支援を必要とする方の各年代において支援内容に関する情報の共有を切れ目なく行っており、継続的に支援しております。

また、町では、南那須特別支援学校が高校3年生を対象に行っている進路相談会議に出席いたしまして、卒業後の進路や福祉サービスの利用など、一人一人の高校卒業後の状況に関して助言などを行っております。

次に3点目、中学校卒業以降の方に対する専門窓口の設置についてですが、当町では、令和2年度に設置した基幹相談支援センターが中心となって、障害のある方、またそのご家族のための総合相談の窓口として、社会に溶け込み自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行っております。基幹相談支援センターでは、あらゆる年代の方に対して、町内

に3か所ある福祉相談センターなどと連携して総合的・専門的な相談支援を行っております。

次に6点目、社会的障壁を取り除くための町の施策と普及啓発の取組についてですが、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会の実現を目的としたいわゆる障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、行政機関には、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、障害者への合理的配慮を行うことが法的義務となっております。

当町では、障害者への合理的配慮の一例として、難聴や聴覚障害のある方で手話の分からない方のための要約筆記者の派遣などを実施しております。また、障害福祉サービスの就労支援において、相談員を置くことにより雇用主との調整を行っております。

普及啓発の取組としましては、外出時に配慮が必要な方を対象とした「おもいやり駐車スペース」、外見からは分からなくても援助や配慮を必要とする方々が援助を得やすくするためのヘルプマークなどの事業について、広報紙や町ホームページなどを利用して町民に広く周知しております。

次に7点目、県の発達障害者支援センターとの連携についてですが、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」は、発達障害児、発達障害者やその家族などの相談支援、発達支援、就労支援などを主に行っております。

町としましては、発達障害者やその家族等からの相談支援に携わる人材を育成するため、支援センターが主催する研修に町が推薦する者を参加させ、発達障害者相談支援サポーターを養成、配置しております。

サポーターの役割としましては、発達障害者やその家族等の相談支援や関係機関への橋渡し、相談支援専門員、障害福祉サービス事業者等に対する助言、自立支援協議会や部会等を活用した地域課題の抽出・検討及び対応などがあります。当町では、西部福祉センターの運営を委託しております社会福祉法人同愛会リヴレットに、サポーターが1名所属しております。

また、発達障害児支援においては教育と福祉の連携が重要とされており、発達障害児の福祉に携わる支援者が教育分野の取組について理解を深める機会として、発達障害者支援センター主催の研修会にも参加しております。

次に8点目、相談先をまとめたガイドブックの作成についてですが、当町では、子育て応援ガイドブック「te-to-te-to」を2年ごとに発行しており、出生・育児から認定こども園、小・中学校、障害など、子育て全般にわたって案内しておりまして、場面に応じた相談先も掲載されておりますので、ここに必要な情報を加えるという方法があります。

また、栃木県発達障害者支援センターでも子育てや発達障害、就労支援などに関する案内窓口を紹介していますので、町ホームページなどによりまして町民に広く周知していきたいと考えております。

さらに、他の市町でも相談窓口のガイドブックを作成しているところがありますので、県や他市町の情報を参考にいたしまして、那珂川町版のガイドブックを新規に作成することにつきましても、関係各課や関係機関などと協議した上で検討していきたいと考えております。以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） それでは再質問をさせていただきます。

まず、細目1点目ですが、教育委員会の点検評価の中でも問題点、課題点への対応を聞いたんですが、その中で、特別支援教育コーディネーターの配置をしているという話が出てきました。特別支援教育コーディネーターの配置、教育要覧を見ますと、馬頭中学校はこの文書の欄に特別支援教育コーディネーターが記されておられませんけれども、配置は十分か伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 大変申し訳ございません。馬頭中学校の件につきまして教育要覧には記載がなかったということでございますけれども、特別支援教育コーディネーターにつきましては、全校配置が文部科学省の指導で通知をされているところでございます。特別支援学級主任が特別支援教育コーディネーターを兼ねますので、馬頭中学校に関しては特別支援学級の主任が特別支援教育コーディネーターになると理解しております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） それでは、特別支援教育コーディネーターは全校配置されているということで、そのコーディネーターとなった教員は特別な資格を持った教諭が配置されているのか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 特に特別な資格を要するわけではなくて、いわゆる一般の教諭が行っております。ただ、特別支援教育をよく理解していなければいけませんので、多くは、先ほ

ど申し上げましたように、特別支援学級の主任がそれを務めるという形になっています。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 特別支援教育コーディネーターとされる教員は、やはり特別な資質と技能を持った教員の方がコーディネーターになるほうが望ましいというふうに出されておりますけれども、資格を持った教員ばかりが配置されるとは限りませんので、その資格を持たない教員の場合のスキルアップのための研修はどのようにされているか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 特別支援教育コーディネーターの研修の機会が県の総合教育センターにございますので、この研修会に参加をすることでその資質の向上というんですか、それに努めているところでございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 全特別支援教育コーディネーターの先生方がその研修に参加されているという理解でよろしいのかと思うんですが、コーディネーターの役割というのは、校内全体の支援体制の整備の構築にあるというふうに考えます。支援の必要な児童・生徒の問題を校内全体の問題として捉えているか、そういう点で校内委員会はどのぐらいの程度行われているのか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 校内教育支援委員会の程度、回数につきましては、各学校でこれは異なっておりますので、一概に何回というのはここでは申し上げられないんですけれども、地区で教育支援委員会が開かれます。それが秋と年明けといったところで開催を予定されておりますので、それに合わせて校内支援委員会というのは開催されるというのがベースになっています。

それ以外にも、様々な学校の教育活動の中で特別な支援を必要とする子どもたちの様子について、校内で情報共有が必要または関係機関と連携が必要となれば、そのたびに校内研修委員会というのは開かれますので、そのようなご理解をいただければと思っています。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） なぜその校内支援委員会というのがどのぐらい行われているかというの

を聞くかということは、要するに、校内全体の問題として、特別支援、発達の支援の課題が先生全てに共通理解をされているかどうかということが重要というふうに考えて質問させていただきました。その点は、教育長、どういうふうに判断されますか。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） たしか平成19年だったかと思うんですけども、学校教育法が改正になりました。文部科学省から特別支援教育の推進についてということで通知が出されたんですね。その中で、今後の特別支援教育は校内全体で、もちろん学校長のリーダーシップによって、校内全体で取り組むということが明記をされております。それに伴って特別支援教育コーディネーターが校内体制の構築をし、関係機関との連携の窓口になり、そして保護者の様々な要望を受ける窓口になるということが示されて、それによって学校のほうはその体制を整備していくというような動きがございました。

それに伴って現在は特別支援教育が推進されておりますので、校内での情報共有、体制の整備、それはなされていると考えてございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 十分になされているということですが、コーディネーターの先生は校務分掌の中で兼務がされていることが多いですね。重要な役割である校内での支援体制の整備にこの校務分掌の兼務が足かせになっていないか、コーディネーターという重要な職務に対して十分な時間をかけられているかということに関してはどういうご認識か伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 現在、特別支援学級の担任をしながら特別支援教育コーディネーターを兼務するという体制になっているというのは事実でございます。ただ、中学校においては、担任を持たずにいわゆる主任という形で、主任と特別支援教育コーディネーターを兼ねるといったような形になっている場合もございます。この場合は、担任が外れておりますので、十分に校務分掌としての役割というのは担えると考えてございます。

小学校のほうそういった体制は取れませんが、担任と兼務するという形になりますので、若干、その意味では過重になっているというのは事実だと思います。しかしながら、先生方、非常によく頑張ってくれておりますし、教育委員会並びに町の関係各課、それとの連携もよく取れていると理解しておりますので、そういったところでみんながバックアップしていくといったような認識でいるところでございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） それでは、校内の支援体制整備にコーディネーターの活躍は問題なく行われているという認識でよろしいのかと思うんですが、そうはいつでも、日々いろんな困り事や問題というのが教育現場では起きてきていると思います。その背景には、社会的な発達支援に関する認知が備わっていないということも問題になってくるのかなというふうに思いますが、町の教育要覧とか学校グランドデザインの中で、インクルーシブ教育に触れている事柄が非常に少ないように感じます。

特別な支援が必要な子どもとそうでない子どもが平等に学びの機会を与えられる教育システムの構築、そして、SDGsの誰一人残さない社会の実現を目指すという理念実現のためにも、町として、インクルーシブ教育の重要性を明確に教育大綱や教育要覧等で示すべきと考えますが、いかがお考えになりますか。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまの議員の質問につきましてはご指摘のとおりだと考えております。インクルーシブ教育の明確な記載といたしますか、それからSDGsに関すること、こういった点につきましては、現在の教育要覧、それから学校のグランドデザイン、そういったところにはまだ十分に盛り込まれていない、そういう認識をしております。

ただ、インクルーシブ教育につきましては、文言としてはありませんけれども、学校現場におきましては、普通学級といたしますか、それと特別支援学級と連携をする、交流事業といたしますけれども、それが非常によく体制として整備をされておりますので、子どもたちは、特別支援学級で学ぶときとそれから交流として普通学級で学ぶときと、非常によくその点については連携ができていていると考えているところでございます。今後、SDGs等、必要に応じてまして学校のほうを指導してまいりたいと思っております。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） それでは、今後の教育大綱、教育要覧等で示していただければと思います。

令和3年6月30日に文科省初等中等教育局特別支援教育課から通知された「障害のある子供の教育支援の手引」によりますと、医療・保健・福祉・教育・労働の関係各課による特別支援連携協議会の設置を求めています。町では設置をされているか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまの議員のご指摘であります特別支援連携協議会につきましては、努力義務になっているところでございますが、本町においては、町単独で特別支援連携協議会の設置というのはしてございません。この協議会の機能を、南那須地区教育支援委員会、ここが担っていると認識をしています。

その中で、障害のある子どもやその保護者にとって、地域に応じた具体的な方策の検討なども行っております。また、様々な研修と申しますか、メンバーの資質の向上を含めた研修なども地区として行うことができますので、この南那須教育支援委員会ですね、これをその特別支援連携協議会の代わりと申しますか、そういったことで考えているところでございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 乳幼児期からこども園に入って、そして小学校、中学校と、ハッピーステッププランの考えの下、今、教育長が答弁されたように、きちんと教育行政の中で発達支援のフォローアップはされてきているというふうには思うんですが、中学校を卒業して、その後の切れ目のない支援の重要性ということで細目2点目の再質問に入ります。

中学校卒業以降、自立及び社会参加するまでの切れ目のない支援について、先ほどの（3）の専用の窓口についてと一緒に再質問させていただきますが、基幹相談支援センターが受皿となっていていろいろされているという答弁でしたが、実際そこで、今までに高校生または成人でない15歳以上の方々、ご本人または家族の相談を受けたという事例があるかどうか伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 基幹相談支援センターに確認しましたところ、高校生、中学校卒業以降のお子さん、またその家族から直接相談を受けたというケースはないと聞いております。

ただ、基幹相談支援センターとその相談で、ひきこもりとか不登校とかそういった方も支援してございますので、居場所の支援とかそういったことを行っている中で、発達障害とかそういった障害をお持ちなのかなという方が利用したことで、相談と申しますか支援に結びついていると、そういった事例はございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） ひきこもり、不登校ということで居場所支援をされているということなのですが、ひきこもってしまう、不登校になる前に支援をしなくてはいけないという状況があると思うんですね。例えば那須塩原市では、発達支援システム推進計画の下、生まれたときから就労まで切れ目なく全ての子ども、全ての家族に寄り添いながら支援していく施策が展開されています。特に高校生の学校での困り事、要するに中学校まで行われてきた特別支援教育の続きですよ、高校においてもそういったことが引き続き解決されるように、担当職員が直接、学校に出向いて解決を図っているということがあります。

那珂川町でも、そういった学校での困り事を直接この基幹相談支援センターに相談したら、職員がそういったことにも対応してくださるのか伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまのご質問につきまして、基幹相談支援センターに発達障害とかそういったことで困っている方からの相談があれば支援しますかというようなご質問かと思いますが、当然、基幹相談支援センターでは全ての障害者を対象としておりますので、そういった方が相談に見えれば、ご本人はもちろん家族を含めて、相談とか支援に持っていくという流れになっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） それでは、そういった高校の学生生活での発達支援に関する困り事も基幹相談支援センターできっちり対応してくださるということでありましたならば、そういったことを周知徹底していかななくてはいけないと思います。毎月、広報に出されている相談のご案内の中には基幹相談支援センターという名称も見当たりませんし、福祉相談というところも、どちらかというと高齢者向けなのかなというようなことが見受けられます。

ですので、今後は、基幹相談支援センターでその高校生の学校での困り事に職員が直接対応してくださるということであれば、それを明確に周知していただくということによろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） そうですね、発達障害とかそういった形の相談につきましても

基幹相談支援センターで相談・支援はできますので、そういったことを広報とかホームページとか、必要な周知は図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） では、そのように周知徹底をよろしく願いいたします。

かなりの当事者、そして保護者の皆さんが高校での困り事に対応してくれる場所がないということを不安に思っていますので、明確にそこにも対応しますということを周知徹底され、また、教育委員会が一番そのお子さんの状況を中学校卒業まで把握されていますし、教育部局と福祉部局で連携がされていくということなので、その辺を引き続きよろしく願いしたいと思います。

細目4点目の再質問に移りたいと思います。

いじめの現状と対策について伺いました。教育委員会では丁寧な対応がされているということなのですが、不登校をされている児童・生徒さんの中に、そういったことが発端となって解決できずに不登校になってしまった、または鬱などの発症に至ってしまったという事例がないかどうか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） お答えをいたします。

不登校の個別の要因につきましては、実は、これというふうに確定するのは非常に難しい問題がございます。様々なことが要因になって、形として表出しているのが不登校というふうなことに見えているのかなと思っています。

ただ、議員ご指摘のように、いわゆる発達障害のことが原因で、またはそれに関するその周りの子どもたちの、そのことをやゆするといえますか、そういったことを心的な問題として抱えているであろう子どもたちがいるというのは認識をしています。

したがって、学校現場では、そういったことを少しでも早く把握するために、先ほどご答弁をさせていただいたようなアンケート等で情報の収集といえますか、そういったことに努めているといったような現状でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 不登校にはいろいろな要因が絡み合っているということのご答弁でした。

少なくとも、発達障害が原因でいじめに遭い、不登校に至ってしまうようなケースだけは避けていただけるようによろしく願いいたします。

細目5点目の再質問に移らせていただきます。

合理的配慮に関する質問をいたしました。さっきの文科省の「障害のある子供の教育支援の手引」で、障害者差別解消法第5条に触れて、合理的配慮の基礎となる環境整備のための財源確保が示されておりますけれども、保護者から合理的配慮を求められた中で、財源確保ができずに達成できなかったはございますか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

財源確保ができずに合理的配慮の達成ができなかったことがあるかということでございますけれども、財源確保ができずに合理的配慮が達成できなかったことにつきましては、現在のところ、そのような状況にはありません。しかし、今後、施設等での配慮や人的配置などでの配慮など、財源確保が必要なケースが出てくることも想定できます。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 少なくとも人的配置においては財源をしっかり確保していただき、合理的配慮がしっかりされるべきと教育支援の手引の中では触れられておりますので、人的配置には財源を確保していただくよう要望しておきます。

それから、先ほど合理的配慮の合意形成についてご答弁いただいておりますが、合理的配慮の共通理解、意見の一致というのは教育支援委員会でされてきたというふうに認識しますが、どのように具体的に図られてきたのか、また、合意形成に至らなかったということはなかったのか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 合理的配慮についての具体的な方法と申しますか、それについてのご質問と理解をいたしましたけれども、教育委員会で、こども園の年中児、それから年長児にかけて、先ほどちょっと答弁をさせていただきましたが、のびのび相談と申しますか、そういった名前でこども園を訪問させていただいて、まず保護者の子育ての、そして発達の、そういった様々な悩みに対応をしております。その中で、これはもしかすると障害が基になっているかなといったようなことが起きたときに、もうその時点で、就学に向けてどういっ

た要望と申しますか、こういったことをしたらいいかということ保護者と相談していく。それは、こういうことが起きたのでこういうふうにしてほしいというのではなくて、発達とともにそういった合理的配慮を考えていく、形成していくというような方法を取っています。

したがって、就学の段階では既に、保護者の合理的配慮に対して教育委員会はこんな体制を整えますというのが出来上がるというような、そういう形を取るようになっています。したがって、予算のほうも、それに応じて人的なものはその時点で予算要求をすることができるという形を取らせていただいています。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 就学時にはきちんと合理的配慮が出来上がり、財源確保がされているということと理解しましたが、発達障害の児童・生徒さん、途中からそういったことに気づくという場合もありますよね。就学時だけではなく途中からそういった状況に至った児童・生徒に対しても、そういった財源確保の面で支援はされているのかお伺いします。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 障害というのは、発達とともにそれが少しずつ軽くなる、または逆に進行するというようなことは起きてまいりますので、その一つ一つにその状況と申しますか、一つ一つというのは個別のことですけれども、その子の状況に応じまして校内支援委員会のほうでその把握がなされまして、それを地区の教育支援委員会にかけて、そこで、こういった合理的配慮が必要だろうというような指導をいただいております。

それによって随時、その場でやるのか、それとも年度を改めて学年が上がる時に行うのか、そういったところを考えてまいりますので、その時点で保護者とまた連携をしながら、こういう判断をいただいておりますが、こういうことでいかがでしょうかといったような、そういう合意形成をさせていただいているといった状況でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 引き続き、合理的配慮に関しては財源確保の上でよろしくお願ひしたいと思ひます。

細目7点目の、県の発達障害者支援センターとの連携について伺ひました。町でも、第2期障害児福祉計画において、障害児支援の提供体制整備の中で、児童発達支援センターの設

置に向け庁内での検討を進めていくとしています。これは第1期の計画からこのように示されてきました。しかし、いまだ実現されていないのはどうしてか伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 町としましては、児童発達支援センターを設置していただける事業所があればお願いしたいところなんです。人員配置基準ですとか施設の基準ですとかそういったものがありまして、今のところ、その動きがないという状況になっております。できれば設置したいところなんです。現在はそういう状況です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 地元でそういった発達支援センターができればとても、活用をするに当たり児童・生徒並びに保護者の皆さんが助かりますので、引き続き、設置に向けて努力していただければと思います。

そして、細目8点目、ガイドブックについて伺いました。那須塩原市のように、発達に特化した子育てから就労に至るまでの困り事、そしてその相談先というのを分かりやすく伝えられるガイドブックというのを作っていただきたいと思ひますし、先ほどの基幹相談支援センターの中で、中学卒業後の高校生に対する困り事の相談も引き受けますということも明示された具体的なガイドブックを作成していただきたいと再度お伺いしますが、いかがお考えになりますか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 今、確かに、相談・支援を受けたいという方は、そういった機関のどこで相談すればいいのか、そういったことが簡単に分かるということも重要ですので、分かりやすい資料を作成するという方向で、今後、内部で検討していきたいと考えております。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） それでは、2項目めの質問に移ります。

ヤングケアラーの支援について伺います。

細目1点目です。さきの大金 清議員の質問と重なるところがありますが、通告しておりましたので、再質問から重ならないように配慮して質問をさせていただきます。

細目1点目は、町はヤングケアラーの実態を調査し、把握しているのか伺います。

細目 2 点目、相談件数と対応について伺います。

細目 3 点目、関係機関職員がヤングケアラーについて学ぶための研修状況について伺います。

細目 4 点目、適切な支援につなぐためどのような体制が必要と考えるか伺います。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） ヤングケアラーへの支援についてのご質問にお答えいたします。

まず 1 点目、ヤングケアラーの実態調査と把握についてですが、これまでに町が主体となって実態調査を実施したことはございませんが、まずは栃木県が実施する調査に協力し、その結果をもって実態を把握したいと考えております。

次に 2 点目、相談件数と対応についてですが、これまでに町が関わった相談の中で、ヤングケアラーに該当する子どもが含まれるケースはありませんでした。今後、寄せられる相談の中で該当する子どもを把握した場合は、子育て支援課内の子ども家庭総合支援拠点が主体となって、相談の受入れや家庭状況の調査などにより、状況改善に必要な支援を実施いたします。

次に 3 点目、関係機関職員のヤングケアラーに関する研修の実施状況についてですが、現時点では町が主体となって研修を実施する予定はございませんが、今後、ヤングケアラーに関わる職員等については、県や関係機関などで開催される研修に参加し、ヤングケアラーに関する知識の習得に努めてまいります。

次の 4 点目、適切な支援につなぐための体制についてですが、さきに答弁しましたとおり、個々のケースへの支援は子育て支援課内の子ども家庭総合支援拠点が中心となって実施することとなりますが、当該ケースの早期把握に関しましては、教育委員会や地域の民生委員・児童委員をはじめ、地域の住民の方々の協力が不可欠になりますので、これら関係者と随時連携を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9 番 益子明美登壇〕

○9 番（益子明美） 再質問を行います。

細目 1 点目については栃木県の調査結果を待ってということですが、例えば一番身近な

小・中学校で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談には該当するケースがなかったのか伺います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

学校でのスクールソーシャルワーカーなどの相談はなかったかということでございますけれども、ヤングケアラーの相談は、現在のところ、把握はしておりません。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 一番身近な小・中学校で、児童・生徒の本人が、自分がヤングケアラーだというふうに認識していない可能性というのはすごくあると思いますよね。その意味で、こういうことはヤングケアラーに当たるんですよということの周知というのは、学校とか教育委員会部局ではどのようにされているのか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ヤングケアラーの問題につきましては、教育委員会としましても、これは非常に大きな問題だと認識をしているところです。何が問題かといいますと、子どもたちは本来、学習とか部活動、またはそれぞれの子どもたちが持つ能力を伸ばすための様々な活動を子ども時代に行うということが成長していく上で大切なんだろうと思います。そのことが家族の介護等によってできなくなっているという状況、このことが大変大きな課題なんだろうと認識をしています。

先頃、県のほうから、こういった状況にあなたはありますかというチラシと申しますか、それが発出されました。それを1学期のときに、学校を通して子どもたち、そして保護者のほうに周知をさせていただいたところでございます。それによって保護者が、そして子どもたちが、ヤングケアラーであるかどうかといったようなところの啓発につながっていくのではないかなと感じております。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 細目2点目にも関わってくるのかなというふうに思いますが、国の令和2年度の実態調査の中で、その対象者が支援してほしいことの第一が学習のサポートというふうにありました。こういった状況を発見した場合、学習のサポートというのはどういうふ

うに取ることができるかと教育委員会ではお考えになっているか伺います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） もしそのような状況があった場合の子への学習支援というところ
でございますけれども、これも、ヤングケアラーと思われる子どもへの支援というのはどう
いうふうに行うことがいいのかということが実は確立されていないんです。現段階では、国
もその実態調査、県でも同じようにアンケート調査といったようなところに力を注いでいる
というところでございます。

学習支援、学習の遅れを取り戻すといったようなこと、これをどういうふうにしていった
らいいかというのは、教育委員会としても今後の課題と考えておりますけれども、放課後の
時間を使うとか、部活動の顧問の先生と調整をしてその時間の使い方を考える、今後10月か
ら始めますけれども、那珂川スクール等で学習の補充というのをやっていきたいなど考えて
おります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 時間がなくなりましたのでまとめさせていただきたいと思います。

学習のサポートということが、令和2年度の実態調査の中で支援してほしいことの第一に
上がりました。どういった形がいいのか、まだその方法が確立していないという教育長の答
弁でしたが、ぜひ、なかなか実態が見えない中でもそういう状況があるかもしれないという
ことを考えた上で、先手、先手でこういった支援に対する体制を取っていただければと思い
ます。

今回の質問も、SDGsの理念である誰一人取り残さない社会の実現のための施策を質問
させていただきました。那珂川町においても積極的に取り組み、福祉の向上が前進すること
を強く望みまして、質問といたします。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時25分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（益子純恵） 再開します。

◇ 川 上 要 一

○議長（益子純恵） 11番、川上要一議員の質問を許可します。

11番、川上要一議員。

〔11番 川上要一登壇〕

○11番（川上要一） 11番、川上要一です。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

今定例会、最後の質問となりますので、皆さんどうぞよろしくご答弁をお願い申し上げます。

1項目です。那珂川町の災害対応について質問をさせていただきます。

全国各地で、記録的な豪雨により、大小河川の氾濫や土砂の崩壊で甚大な被害が出ております。異常気象が要因とも言われ、いつ、どこでこのような災害が起きるか分からない状況であります。そこで、那珂川町の災害対応についてお伺いをしたいと思います。

細目1点目、記録的な豪雨が当地域もしくは上流で起こった場合に、当町的那珂川を中心とした大小河川の氾濫、越水、最悪の場合、堤防決壊等の危険地域として把握している地区はあるのか、あれば地区、またその箇所をお伺いをしたいと思います。

細目2点目、当町で発生した水害や土砂災害を教訓とし、どのように対応策が取られているかお伺いをしたいと思います。

細目3点目、河川改修や堤防かさ上げ工事は進んでいるようですが、何といたっても最重要は人命の安全確保です。ハード面と併せてソフト面、配付されているハザードマップの徹底した活用や、家族内での防災会議で命を守る行動の再認識を徹底していただくことで家族の人命は守られることと思いますが、地域の要配慮者へのサポート体制、この避難方法をお伺いをしたいと思います。

細目4点目、防災は、自助・共助・公助によって、よりその効果が発揮されますが、各地区での防災訓練や防災講座どのように進んでいるか、その進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

細目5点目、災害時の生活物資などの備蓄品について、備蓄数と管理状況をお伺いしたいと思えます。

最後に細目6点目、災害発生時の避難所における避難者のプライバシー確保対策についてお伺いをしたいと思えます。

1回目の質問としたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 那珂川町の防災対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、越水、決壊などの危険地区についてですが、国及び県が管理する河川については、国土交通省が定めている基準に基づいて洪水リスクの解析を行い、洪水浸水想定区域として公表されております。

当町を流れる河川につきましては、現在、那珂川、箒川、武茂川の解析が終了し結果が公表されておりますが、特定の地区ということではなく、堤防の大小にかかわらず、河川沿いのほとんどの区域が洪水浸水想定区域となっている状況であります。

次に2点目、当町で発生した水害や土砂災害を教訓とした対応策についてですが、国・県の対応では、令和元年東日本台風により被災した馬頭地内の武茂川左岸堤防と、小川地内の那珂川右岸護岸施設の復旧工事が完了したほか、権津川、武茂川、久那川に河川監視カメラや簡易水位計が設置されました。

県が管理する那珂川水系ダムでは、令和2年度より大雨が予想される際に事前放流を実施し、洪水調整対策が取られています。

町においては、東日本台風の対応を踏まえて、令和2年度に那珂川町地域防災計画の改正を行い、計画書の記載を災害の種類ごとに再編し、町災害対策本部の組織、業務内容や、避難所の指定について見直しを行いました。

次に3点目、地域の要配慮者へのサポート体制や避難方法についてですが、災害が発生する危険性が高まった地域に居住する要配慮者については、町災害対策本部において組織する避難行動要支援者支援班や、現地で警戒に当たる警察や消防団などを派遣し、避難行動を支援することとしております。

また、町では行政区を単位とする地区防災計画の策定を推進しており、高齢者などが逃げ遅れにより被災しないよう、地域ぐるみで取り組む体制づくりを支援しております。

次に4点目、各地区の防災訓練や防災講座の実施状況についてですが、昨年度の実施状況は、3地区でハザードマップを活用した防災検討会を4回、県防災士を招いての防災講演会

を1回、避難所設営についての訓練を1回開催いたしました。今年度は、現在までに防災検討会を1回開催しております。

次に5点目、災害備蓄品についてですが、避難者及び避難所運営スタッフの人数を400人に想定し、3日分の食料としまして、飲料水ペットボトル7,000本、アルファ米3,400食、菓子パン類1,000食、即席麺1,600食を備蓄しております。また、生活用品では、毛布類が500枚のほか、おむつや生理用品、液体ミルクなどを備蓄しております。

管理状況についてですが、健武地内の防災倉庫、旧小川南小学校と旧馬頭東中学校の教室、馬頭高校と小・中学校の防災倉庫に分散して保管しております。

次に6点目、避難所におけるプライバシー確保対策についてですが、避難所での生活スペースの間仕切り用として、各防災倉庫に合計で、畳2畳分の広さのパーティションを300張り、屋内テントを100張り、配備しております。

運用につきましては、避難所運営マニュアルを作成し、プライバシー確保のほか新型コロナウイルス感染症の対策として、おおむね2メートル間隔を取り設置するよう定めております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川上要一議員。

〔11番 川上要一登壇〕

○11番（川上要一） ありがとうございます。

まず、細目1点目について再質問をさせていただきます。

当町を流れる大小河川は多くありますが、そのほとんどで、あのような記録的な豪雨があると大変なことになるということが、今、課長の答弁で分かりました。

当町では、県の土木事務所の管轄する堤防等が2,500メートルと出ております。また、国の管轄する堤防は1万4,000メートル、合わせて1万6,447メートルが完了されているんですが、その大部分の堤防が危険にさらされているということを改めて感じさせていただきました。

防災計画の中でも、流域への越水、また崩壊がされるところがA地域として6区域あるということを発表されております。特に階級Aが、中でも重点箇所として指定されている区域が3区域ですね。これは、越水して堤体漏水というか、堤が漏水する危険があるという、ただごとではないというような危険な状態でございます。これが令和2年10月に発表されておりますので、その後、河川敷の浚渫とか堤防の改良とかありましたので、それらを踏まえて、

まだまだ危険があるということと見てよろしいのか、再質問したいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

堤防の危険箇所等、議員がご指摘されましたけれども、危険箇所というものは国または県では区分されてございませんけれども、那珂川沿いにしても堤防がない地区というのは見受けられます。そのところが全て危険なのかというのもちょっと把握はしておりませんが、その辺の那珂川沿いの堤防がないところにつきましては、期成同盟会とか、要望してございます。危険箇所ということではなくて、その堤防を設置して災害を防いでいるという状況でございます。

○議長（益子純恵） 川上要一議員。

〔11番 川上要一登壇〕

○11番（川上要一） 分かりました。

防災マップが各家庭に配られております。その中で危険区域がずっと表示をされているわけですが、小川地区の権津川において、その着色がないということなので、この地域においては何年か前にやはり流域が浸水しまして、地域住民が県警のボートで救出されたというような地域もあります。ですから、ここに着色されていないところでも危険があるという、小河川についてはあるのかなのか。これは馬頭地区も同じだと思うんですが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

防災マップの件につきましては、権津川という形で議員ご指摘かと思うんですけれども、権津川につきましてはこれから県が作成するということになってございます。令和3年7月に水防法が改正されまして、県が管理する中小河川につきましては、洪水浸水想定区域図というものを作成することになりまして、栃木県では、令和6年度までに243河川、県内で作成する予定になってございます。当町におきましては17河川が該当しておりまして、昨年度、武茂川をやりまして、今年度は久那川、矢又川、大内川を予定してございます。権津川につきましては令和5年度を予定しております。

今年度、その防災マップを改定、武茂川を改定されたということで、今年度策定を、今、委託して頼んでいる状況でございます。その河川が全て解析が済んだ後に、防災マップの策定の準備をしている予定になっております。マップではなくて冊子という形で、より見やす

く、分かりやすくということで冊子を考えてございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川上要一議員。

〔11番 川上要一登壇〕

○11番（川上要一） 分かりました。防災マップがそれぞれ改定されて防災冊子として町民の皆さんに提供するということですので、お待ちをしていきたいと思えます。

それでは、細目2点目に入りたいと思えます。

当町で発生した水害や土砂災害を教訓としてどのようにその対応策が取られているかということではありますが、防災計画の中でも、今までの当町の被害を受けた全ての災害、洪水などが載っておりました。それらを基に対応策が取られたんだというふうに捉えております。ですが、この夏、全国各地で本当に記録的な豪雨で、観測史上初めてというようなことで災害が起こっております。

これは、世界的な気象状況でこんなことになってしまったのかなというふうには思えますが、降水帯がやっぱり続けてできるものですから、長い時間、大変な雨が降って、今まで経験したことのない雨量があって、その災害、あの第一級河川の最上川が決壊して氾濫、一瞬のうちにまちが飲み込まれたという大変な、ひどい災害が出てしまいました。当町でも、上流であのような大変な豪雨があると人ごとではいられないというようなことを感じております。

それでは、細目3点目に入りたいと思えます。

河川改修や堤防かさ上げ工事が進んでおりましたが、何といても最重要は人命の安全確保であります。ハード面と併せてソフト面も重要であります。配付されてきたハザードマップの徹底した活用や防災会議、家族内で常に防災について話し合っていくということが命を守る行動になるんだということを再確認して、徹底をして、それが家族の人命を守ることだと思います。

そこで、それらのほかにも、地域には要配慮者がいらっしゃいます。そのサポート体制、避難の方法についてご答弁をいただきましたが、この要配慮者の情報の共有化というのは、今、プライバシーの面とかで微妙なことになっておりますが、それらも法の改正によって、県知事、また町長がその指示をできるということに改正されておりますので、十分に注意しながら、要配慮者に配慮した避難行動をしていかななくてはならないのかなというふうに思っております。今そのような答弁もありましたから、そのように進めていかれるのだと思いま

す。

防災訓練についてお伺いをいたします。

災害時に効果的な、やっぱり災害応急の実施のためには、何としても日頃の防災会議、防災訓練、これが重要なことだと思います。防災訓練には総合防災訓練、防災図上訓練、これ机上でやられる訓練です。あと非常招集訓練、情報伝達訓練、自主防災組織訓練、このような訓練をするようにということで地域防災計画の中にも載っておりますが、ただいまご答弁で今年も1回やるということでありました。今までもいろんな防災訓練の中で3回、4回とされてきましたが、これはもう常日頃からの訓練が重要でありますので、今後も、訓練の重要性に鑑みて実施していただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 川上要一議員に申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

〔11番 川上要一登壇〕

○11番（川上要一） はい。

それでは次にいきたいと思えます。

災害時の生活物資などの備蓄品について、備蓄数とその管理状況をお伺いしましたが、食料品、生活必需品の備蓄ですね、またその調達体制の整備等を答弁されました。

そこでお伺いしたいと思えますが、この在庫数量、また流通量について定期的に把握が行われていると思えますが、災害時の調達量の目安として、物資の調達時の具体的な方法や体制について確認をしたいと思えますが、その点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

物資の状況を先ほど申しあげましたけれども、避難所が開設された場合、本部で担当を役づけさせていただきます。備蓄につきましては、先ほど申しあげましたとおり3日分の食料が確保されておりますので、まずは、その避難所が設置された場合、速やかにその避難所に物資を、飲料水をはじめ毛布等を配備する計画になっております。

実際は、令和2年度の東日本台風のときに、それから防災計画等を見直したときに、その避難所のマニュアルも作成をさせていただきます。そのマニュアルに従ってその物資配給をするということになっております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川上要一議員。

〔11番 川上要一登壇〕

○11番（川上要一） 調達方法が分かりました。まさにこの食料、生活必需品の備蓄、調達は重要なことですが、我々町民はやはり災害発生から二、三日分は、平常のルートが閉鎖されていますので、供給や、外部からの支援が混乱になるという、そういう可能性があります。それらのことから、自らの身は自ら守るという自助の精神に基づいて、各家庭において、非常持ち出し品のほか、3日分相当ぐらいは食料、飲料水、生活必需品、それを備蓄しておくというのが、防災に対しての対応策だというふうに言われております。

このことに関して、やはり講演会や広報紙、ケーブルテレビ等各媒体を通して、住民自らの家庭内の備蓄に関する啓発を行ってほしいと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、災害に備えて、いざというときに地域の力といいますか、地域全体で協力して防災活動に取り組むということが重要になってございます。町としましても、その辺、防災対策につきましては、住民一人一人が防災に関心を持っていただくと、そして準備をしていただくということが非常に重要となってきてございます。防災知識の普及、それから啓発活動をこれから町としてやらなければならないというふうに考えてございます。その辺、防災の基本等を、広報をはじめケーブルテレビを通じて周知していきたいと。これからも、より分かりやすく周知をしていきたいと思っております。

○議長（益子純恵） 川上要一議員。

〔11番 川上要一登壇〕

○11番（川上要一） 町民への周知、また、町民はそれに応えて常々の備蓄に関しても、防災を考えての備蓄に徹するということだと思います。

その中で一つお聞きしたいんですが、この食料、また生活必需品の備蓄を行うに当たって要配慮者への対応、要配慮者の高齢者や女性、乳幼児、また、今、アレルギーの人が多いためその食物アレルギーに弱い人への対応等がありますから、これらの対応のニーズを補完するために、過去のいろんな経験を生かしながら踏まえて、各関係機関や事業所等が協定を結んで、必要な品目について調達体制を整備するということが重要と思うんです。これは、事業所というと大規模な小売店等ですから、そこの日頃の協定なども結ぶ必要があるんじゃないかなと思いますが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

要配慮者への備蓄関係でございますけれども、要配慮者に対して特に備蓄しているということはございません。避難所において、パーティションですか、そちらも準備はしてございます。今、新型コロナウイルス感染症の絡みでいろいろ配慮しなければならない点が多々ございます。

それと、先ほど食料の協定についてお話があったかと思うんですけれども、食料につきましては、先ほど申し上げましたとおり3日分の食料を備蓄してございます。3日以降、それ以上になった場合、その辺は、県と周辺団体との災害時相互応援協定に基づいて支援を受けることになってございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川上要一議員。

〔11番 川上要一登壇〕

○11番（川上要一） その対応の仕方、分かりました。災害時、市町村関係で相互応援協定というのがあります。私どもの町は、もちろん近隣の市町村、また愛荘町、美郷町ともその協定を結んでいますので、本当に大規模な災害になった場合にはお互いに対応をしていかなくちやならないと思います。物資調達時の点検方法や体制について理解をいたしました。これは、マニュアル化して文書化されていると思いますので、抜かりなくやっていただきたいと思います。

細目6番目の災害時の避難所における避難者のプライバシー確保の対応についてご答弁をいただきました。

パーティションを取り付けて、今、なかなかプライバシーというのは難しいものですから、その小さいスペースの中でもテントを張って、その中でプライバシーを確保していくということで、多くのテント等、パーティションを用意されておりますので、それは評価したいと思います。

前は、段ボールで仕切りをしたり、そういうことも考えられましたが、今はパーティションということで特別な、コロナ関係もあるので、どんな材質なんだかちょっとお聞きしたいと思うんですが、よろしく願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

そのパーティションの材質ということでございますけれども、キャンプをやるような形で

のテントのようなものを想像していただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川上要一議員。

〔11番 川上要一登壇〕

○11番（川上要一） このパーティションと小さいテント、そのツールによって自分たちのスペースが守られるということになりますので、女性の方への対応もできるんじゃないかなというふうに思っております。起きてはならない災害であります。今、どこで、いつ、ああいう大災害が起きるか分からない状況にありますので、何といたっても、命を守るためには我々町民自らが防災意識を高揚させて、町としても常日頃からの防災訓練等を実施していくことが重要なことだと思いますので、切れ目のない防災施策を実施していただきますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 11番、川上要一議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時04分